

山口県報

令和3年
3月16日
(火曜日)

目 次

- 規則
 - 山口県食の安心・安全審議会規則の一部を改正する規則(生活衛生課)……………一
 - 山口県食の安心・安全推進条例施行規則の一部を改正する規則(生活衛生課)……………一
 - ふぐの処理の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則(生活衛生課)……………二
 - 山口県魚介類行商取締条例施行規則を廃止する規則(生活衛生課)……………二
 - 指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則(障害者支援課)……………二
 - 指定障害者支援施設設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則(障害者支援課)……………五
 - 障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則(障害者支援課)……………六
 - 地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則(障害者支援課)……………七
 - 福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則(障害者支援課)……………七
 - 障害者支援施設設の整備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則(障害者支援課)……………八
 - 児童福祉施設設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則(障害者支援課)……………九
 - 指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則(障害者支援課)……………一〇
 - 指定障害児入所施設設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則(障害者支援課)……………一一
 - 公安委規則
 - 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………一三
 - 山口県工業用水道条例施行規程の一部を改正する管理規程……………一三
 - 企業管理規程
 - 山口県工業用水道条例施行規程の一部を改正する管理規程……………一三



山口県食の安心・安全審議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第十八号

山口県食の安心・安全審議会規則の一部を改正する規則

山口県食の安心・安全審議会規則(平成二十一年山口県規則第三十六号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第三十一条第四項」を「第三十条第四項」に改める。

附 則

この規則は、令和三年六月一日から施行する。

山口県食の安心・安全推進条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第十九号

山口県食の安心・安全推進条例施行規則の一部を改正する規則

山口県食の安心・安全推進条例施行規則(平成二十一年山口県規則第三十七号)の一部を次のように改正する。

第二条から第四条までを削る。

第五条中「第二十九条第二項」を「第二十八条第二項」に、「別記第三号様式」を「別記様式」に改め、同条を第二條とする。

別記第一号様式及び別記第二号様式を削る。

別記第三号様式中「(第5条附則)」を「(第2条附則)」に改め、同様式の表中「第29条第1項」を「第28条第1項」に改め、同様式の表中「第29条」を「第28条」に、「から第27条まで」を「及び第26条」に改め、同様式を別記様式とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和三年六月一日から施行する。
(経過措置)

2 山口県食の安心・安全推進条例の一部を改正する条例(令和三年山口県条例第八号)附則第二項に規定する施行前食品回収については、改正前の山口県食の安心・安全推進条例施行規則第二条から第四条まで、別記第一号様式及び別記第二号様式の規定は、なおその効力を有する。

ふぐの処理の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第二十号

ふぐの処理の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則

ふぐの処理の規制に関する条例施行規則(昭和五十六年山口県規則第五十号)の一部を次のように改正する。

第一条の二を削る。

第二条第二項第一号中「同号に規定する免許を有する」を「他の都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長がふぐの処理に必要な知識及び技能を有すると認められた者である」に改める。

別記第一号様式中「㊸」を削り、同様式の添付書類1中「回付に添付する書類を以下に示す」を「他の都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長がふぐの処理に必要な知識及び技能を有すると認められた者である」に改め、同様式の注1を削り、同注2を同注とする。

別記第七号様式中「㊸」を削り、「㊸」を「㊸」に改め、同様式の注1を削り、同注2を同注とする。

附 則

この規則は、令和三年六月一日から施行する。ただし、別記第一号様式の改正規定(同様式の添付書類1の改正規定を除く。)及び別記第七号様式の改正規定は、公布の日から施行する。

山口県魚介類行商取締条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

令和三年三月十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第二十一号

山口県魚介類行商取締条例施行規則を廃止する規則

山口県魚介類行商取締条例施行規則(昭和六十年山口県規則第十号)は、廃止する。

附 則

この規則は、令和三年六月一日から施行する。

指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第二十二号

指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則(平成二十四年山口県規則第八十四号)の一部を次のように改正する。

第五条に次の一項を加える。

4 指定居宅介護等事業者は、適切な指定居宅介護等の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることがないよう必要な措置を講じなければならない。

第七条の次に次の三条を加える。

(衛生管理等)

第七条の二 指定居宅介護等事業者は、感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため、次に掲げる措置を講ずるよう努めなければならない。

- 一 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に対し、周知徹底を図ること。
- 二 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- 三 従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に行うこと。

(身体的拘束等の適正化)

第七條の三 指定居宅介護等事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずるよう努めなければならない。

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に対し、周知徹底を図ること。

二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

三 従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に行うこと。
(虐待の防止)

第七條の四 指定居宅介護等事業者は、虐待を防止するため、次に掲げる措置を講ずるよう努めなければならない。

一 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に対し、周知徹底を図ること。

二 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に行うこと。

三 前二号に掲げる措置を適切に講ずるための担当者置くこと。

第二十七條に次の一項を加える。

2 指定居宅介護等事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を指定居宅介護等事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第三十七條に次の一項を加える。

4 指定療養介護事業者は、適切な指定療養介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることがないよう必要な措置を講じなければならない。

第三十九條第二項第一号中「第二十二條第二項」を「第二十三條において準用する条例第十一條の二第二項」に改め、同條の次に次の一條を加える。
(衛生管理等)

第三十九條の二 指定療養介護事業者は、感染症又は食中毒の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため、次に掲げる措置を講ずるよう努めなければならない。

一 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に対し、周知徹底を図ること。

二 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に行うこと。
第五十五條中「第八條」を「第七條の三から第八條まで」に改める。

第六十二條の二の見出し中「支援」の下に「等」を加え、同條に次の一項を加える。

2 指定生活介護事業者は、指定生活介護の提供を受けて新たに雇用された障害者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に規定する支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者（指定就労定着支援の事業を行う者をいう。以下同じ。）との連絡調整に努めなければならない。

第六十六條中「第七條」を「第七條の二」に改め、「まで、第三十九條の下に「、第三十九條の二」を加え、「第二十七條」を「第二十七條第一項」に、「第三十九條第二項第一号中「条例」とあるのは「条例第二十九條において準用する条例」と、同項第二号及び第三号」を「第三十九條第二項第一号から第三号までの規定」に改める。

第六十八條中「第六條まで」の下に「、第七條の二」を、「第三十七條の下に「、第三十九條の二」を加え、「第二十七條」を「第二十七條第一項」に改める。

第六十六條中「第六條まで」を「第五條（第三項及び第四項を除く。）まで、第六條」に改める。

第七十七條中「第七條」を「第七條の二」に改め、「まで、第三十九條の下に「、第三十九條の二」を加え、「第二十七條」を「第二十七條第一項」に、「第三十九條第二項第一号中「条例」とあるのは「条例第四十四條において準用する条例」と、同項第二号及び第三号」を「第三十九條第二項第一号から第三号までの規定」に改める。

第七十七條中「第七條」を「第七條の二」に改め、「まで、第三十九條の下に「、第三十九條の二」を加え、「第二十七條」を「第二十七條第一項」に、「第三十九條第二項第一号中「条例」とあるのは「条例第四十八條において準用する条例」と、同項第二号及び第三号」を「第三十九條第二項第一号から第三号までの規定」に改める。

第七十七條第三項中「就労支援員及び」及び「それぞれ」を削る。

第七十七條の見出し中「支援」の下に「等」を加え、同條に次の一項を加える。

2 指定就労移行支援事業者は、利用者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に規定する支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整を行わなければならない。

第七十九條中「第七條」を「第七條の二」に改め、「まで、第三十九條の下に「、第三十九條の二」を加え、「第二十七條」を「第二十七條第一項」に、「第三十九條第二項第一号中「条例」とあるのは「条例第五十二條において準用する条例」と、同項第二号及び第三号」を「第三十九條第二項第一号から第三号までの規定」に改める。

第七十九條中「第七條」を「第七條の二」に改め、「まで、第三十九條の下に「、第三十九條の二」を加え、「第二十七條」を「第二十七條第一項」に、「第三十九條第二項第一号中「条例」とあるのは「条例第五十二條において準用する条例」と、同項第二号及び第三号」を「第三十九條第二項第一号から第三号までの規定」に改める。

第七十九條中「第七條」を「第七條の二」に改め、「まで、第三十九條の下に「、第三十九條の二」を加え、「第二十七條」を「第二十七條第一項」に、「第三十九條第二項第一号中「条例」とあるのは「条例第五十二條において準用する条例」と、同項第二号及び第三号」を「第三十九條第二項第一号から第三号までの規定」に改める。

第七十九條中「第七條」を「第七條の二」に改め、「まで、第三十九條の下に「、第三十九條の二」を加え、「第二十七條」を「第二十七條第一項」に、「第三十九條第二項第一号中「条例」とあるのは「条例第五十二條において準用する条例」と、同項第二号及び第三号」を「第三十九條第二項第一号から第三号までの規定」に改める。

第七十九條中「第七條」を「第七條の二」に改め、「まで、第三十九條の下に「、第三十九條の二」を加え、「第二十七條」を「第二十七條第一項」に、「第三十九條第二項第一号中「条例」とあるのは「条例第五十二條において準用する条例」と、同項第二号及び第三号」を「第三十九條第二項第一号から第三号までの規定」に改める。

第七十九條中「第七條」を「第七條の二」に改め、「まで、第三十九條の下に「、第三十九條の二」を加え、「第二十七條」を「第二十七條第一項」に、「第三十九條第二項第一号中「条例」とあるのは「条例第五十二條において準用する条例」と、同項第二号及び第三号」を「第三十九條第二項第一号から第三号までの規定」に改める。

第七十九條中「第七條」を「第七條の二」に改め、「まで、第三十九條の下に「、第三十九條の二」を加え、「第二十七條」を「第二十七條第一項」に、「第三十九條第二項第一号中「条例」とあるのは「条例第五十二條において準用する条例」と、同項第二号及び第三号」を「第三十九條第二項第一号から第三号までの規定」に改める。

第七十九條中「第七條」を「第七條の二」に改め、「まで、第三十九條の下に「、第三十九條の二」を加え、「第二十七條」を「第二十七條第一項」に、「第三十九條第二項第一号中「条例」とあるのは「条例第五十二條において準用する条例」と、同項第二号及び第三号」を「第三十九條第二項第一号から第三号までの規定」に改める。

られるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。
 第二百二十八条の次に次の一条を加える。

(厚生労働大臣が定める事項の評価等)

第二百二十八条の二 指定就労継続支援A型事業者は、指定就労継続支援A型事業所ごとに、おおむね一年に一回以上、利用者の労働時間その他の当該指定就労継続支援A型事業所の運営状況に関し必要な事項として厚生労働大臣が定める事項について、厚生労働大臣が定めるところにより、自ら評価を行うとともに、その結果をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

第二百二十九条中「第七条」を「第七条の二」に改め、「まで、第三十九条」の下に「、第三十九条の二」を加え、「、第百五条及び第百八条」を「及び第百五条」に、「、第二十七条」を「、第二十七条第一項」に、「第三十九条第二項第一号中「条例」とあるのは「条例第五十五条において準用する条例」と、同項第二号及び第三号を「第三十九条第二項第一号から第三号までの規定」に改める。

第三百三十一条中「第七条」を「第七条の二」に改め、「まで、第三十九条」の下に「、第三十九条の二」を、「第六十二条」の下に「、第六十二条の二」を加え、「第二十七条」を「、第二十七条第一項」に、「第三十九条第二項第一号中「条例」とあるのは「条例第五十七条において準用する条例」と、同項第二号及び第三号を「第三十九条第二項第一号から第三号までの規定」に改める。

第三百三十一条の二第二項第二号中「当該指定就労定着支援の事業を行う者（以下「」及び「」という。）を削る。
 第三百三十一条の七の見出し中「支援」の下に「等」を加え、同条第二項中「対面」の下に「又はテレビ電話装置を使用する方法その他の対面に相当する方法」を加える。
 第三百三十一条の九及び第三百三十一条の十四中「第七条」の下に「、第七条の三」を加える。

第三百三十一条の十七に次の一項を加える。

6 指定共同生活援助事業者は、適切な指定共同生活援助の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることがないよう必要な措置を講じなければならない。

第三百三十三条中「第八条」を「第七条の三から第八条まで」に、「第三十九条、」を「第三十九条、第三十九条の二、」に、「第二十七条中」を「第二十七条第一項中」に、「第三十九条第二項第一号中「条例」とあるのは「条例第五十九条において準用する条例」と、同項第二号及び第三号を「第三十九条第二項第一号から第三号までの規定」に改める。

第三百三十三条の八中「第八条」を「第七条の三から第八条まで」に、「第三十九条、」を「第三十九条、第三十九条の二、」に、「第二十七条中」を「第二十七条第一項中」に、「第三十九条第二項第一号中「条例」とあるのは「条例第五十九条の三において準用する条例」と、同項第二号及び第三号を「第三十九条第二項第一号から第三号までの規定」に改める。

第三百三十三条の十二中「第八条」を「第七条の三から第八条まで」に、「第三十九条、」を「第三十九条、第三十九条の二、」に、「第二十七条中」を「第二十七条第一項中」に、「第三十九条第二項第一号中「条例」とあるのは「条例第五十九条の五において準用する条例」と、同項第二号及び第三号を「第三十九条第二項第一号から第三号までの規定」に改める。

第三百三十六条第四項中「第七条」を「第七条の二」に、「第三十九条、」を「第三十九条、第三十九条の二、」に、「第二十七条」を「第二十七条第一項」に、「第三十九条第二項第一号中「条例」とあるのは「条例第六十条の三第二項において準用する条例」と、同項第二号及び第三号を「第三十九条第二項第一号から第三号までの規定」に改める。

第三百三十六条の二第三項中「第六条まで」の下に「、第七条の二」を、「第三十七条」の下に「、第三十九条の二」を加え、「第二十七条」を「第二十七条第一項」に改める。

第三百三十六条の三第二項中「第七条」を「第七条の二」に、「第三十九条、」を「第三十九条、第三十九条の二、」に、「第六十三条」を「第六十二条の二」に、「第二十七条」を「第二十七条第一項」に、「第三十九条第二項第一号中「条例」とあるのは「条例第六十条の五第二項において準用する条例」と、同項第二号及び第三号を「第三十九条第二項第一号から第三号までの規定」に改める。

第三百三十六条の四第二項中「第七条」を「第七条の二」に、「第三十九条、」を「第三十九条、第三十九条の二、」に、「第六十三条」を「第六十二条の二」に、「第二十七条」を「第二十七条第一項」に、「第三十九条第二項第一号中「条例」とあるのは「条例第六十条の六において準用する条例」と、同項第二号及び第三号を「第三十九条第二項第一号から第三号までの規定」に改める。

第三百三十七条第七項中「第二章」の下に「第七条の三、」を加える。
 第四百四十二条第二項中「第七条」を「第七条の二」に、「第三十九条、」を「第三十九条、第三十九条の二、」に、「第二十七条」を「第二十七条第一項」に、「第三十九条第二項第一号中「条例」とあるのは「条例第六十六条第二項において準用する条例」と、同項第二号及び第三号を「第三十九条第二項第一号から第三号までの規定」に改める。

第四百三十三条第五項中「第七条」を「第七条の二」に、「第三十九条、」を「第三十九条、第三十九条の二、」に、「第二十七条」を「第二十七条第一項」に、「第三十九条第二項第一号中「条例」とあるのは「条例第六十七条第六項から第九項までにおいて準用する条例」と、同項第二号及び第三号」を「第三十九条第二項第一号から第三号までの規定」に改め、同条第六項中「及び第六十一条」を「、第六十一条、第六十二条及び第六十三条」に改める。

附則第八項及び第九項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

附 則

指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月十六日

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口県規則第二十三号

指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成二十四年山口県規則第七十四号）の一部を次のように改正する。

第六条第三項中「就労支援員及び」及び「それぞれ」を削る。

第十一条中「第三十三条」を「第三十六条」に改める。

第十二条に次の一項を加える。

4 指定障害者支援施設は、適切な施設障害福祉サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることがないよう必要な措置を講じなければならない。

第十五条第二項第一号中「第十六条第二項」を「第十七条第二項」に改め、同項第二号中「第十八条第二項」を「第二十条第二項」に改め、同項第三号中「第二十条第二項」を「第二十二條第二項」に改め、同項第四号中「第二十七條第一項」を「第三十条第一項」に改め、同項第五号中「第三十三條第一項」を「第三十六條第一項」に改め、同項第六号中「第四十六條」を「第四十九條」に改める。

第五十六条を第五十九条とし、第五十条から第五十五条までを三条ずつ繰り下げる。第四十九条に次の一項を加える。

2 指定障害者支援施設は、前項に規定する事項を記載した書面を備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第四十九条を第五十二条とし、第四十二条から第四十八条までを三条ずつ繰り下げる。

第四十一条の見出し中「支援」の下に「等」を加え、同条に次の二項を加える。

3 指定障害者支援施設は、就労移行支援の提供に当たっては、利用者が、指定就労定着支援（就労定着支援に係る指定障害福祉サービス）をいう。以下同じ。）の利用を希望する場合には、第一項に規定する支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者（指定就労定着支援の事業を行う者をいう。以下同じ。）との連絡調整を行わなければならない。

4 指定障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合には、第二項に規定する支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

第四十一条を第四十四条とし、第三十二条から第四十条までを三条ずつ繰り下げる。

第三十一条第二項中「第二十九条第二項」を「第三十二条第二項」に改め、同条を第三十四条とし、第十八条から第三十条までを三条ずつ繰り下げ、第十七条の次に次の三条を加える。

（衛生管理等）

第十八条 指定障害者支援施設は、感染症又は食中毒の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため、次に掲げる措置を講ずるよう努めなければならない。

一 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に対し、周知徹底を図ること。

二 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に行うこと。

（身体的拘束等の適正化）

第十九条 指定障害者支援施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずるよう努めなければならない。

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に対し、周知徹底を図ること。

- 二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- 三 従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に行うこと。
(虐待の防止)

第二十条 指定障害者支援施設は、虐待を防止するため、次に掲げる措置を講ずるよう努めなければならない。

- 一 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に対し、周知徹底を図ること。
- 二 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に行うこと。
- 三 前二号に掲げる措置を適切に講ずるための担当者置くこと。

附則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第二十四号

障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成二十四年山口県規則第七十五号）の一部を次のように改正する。

第五条に次の一項を加える。

- 4 療養介護事業者は、適切な療養介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることがないよう必要な措置を講じなければならない。

第七条の次に次の三条を加える。

(衛生管理等)

第七条の二 療養介護事業者は、感染症又は食中毒の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため、次に掲げる措置を講ずるよう努めなければならない。

- 一 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に対し、周知徹底を図ること。

- 二 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- 三 職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に行うこと。
(身体的拘束等の適正化)

第七条の三 療養介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずるよう努めなければならない。

- 一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、職員に対し、周知徹底を図ること。
- 二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- 三 職員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に行うこと。
(虐待の防止)

第七条の四 療養介護事業者は、虐待を防止するため、次に掲げる措置を講ずるよう努めなければならない。

- 一 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、職員に対し、周知徹底を図ること。
- 二 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に行うこと。
- 三 前二号に掲げる措置を適切に講ずるための担当者置くこと。

第二十八条の二の見出し中「支援」の下に「等」を加え、同条に次の一項を加える。

- 2 生活介護事業者は、生活介護の提供を受けて新たに雇用された障害者が、指定就労定着支援（就労定着支援に係る指定障害福祉サービスをいう。以下同じ。）の利用を希望する場合には、前項に規定する支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者（指定就労定着支援の事業を行う者をいう。以下同じ。）との連絡調整に努めなければならない。

第四十一条第三項中「就労支援員及び」及び「それぞれ」を削る。

第四十四条の見出し中「支援」の下に「等」を加え、同条に次の一項を加える。

- 2 就労移行支援事業者は、利用者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に規定する支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整を行わなければならない。

第四十六条中「第二十六条」の下に「、第二十八条の二」を加える。

第四十八条の二の次に次の一条を加える。

(厚生労働大臣が定める事項の評価等)

第四十八条の三 就労継続支援 A 型事業者は、就労継続支援 A 型事業所ごとに、おおむね一年に一回以上、利用者の労働時間その他の当該就労継続支援 A 型事業所の運営状況に関し必要な事項として厚生労働大臣が定める事項について、厚生労働大臣が定め

るところにより、自ら評価を行うとともに、その結果をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

第五十五条に次の一項を加える。
2 就労継続支援A型事業者は、利用者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に規定する支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。
第五十七条中「第二十八条」を「第二十八条の二」に改める。
第五十九条中「第二十八条」の下に、「第二十八条の二」を加える。

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

附 則

地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第二十五号

地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成二十四年山口県規則第七十六号）の一部を次のように改正する。

第十一条を第十四条とし、第七条から第十条までを三条ずつ繰り下げる。

第六条第二項第一号中「第十条第二項」を「第十二条第二項」に改め、同項第二号中

「第十一条第二項」を「第十三条第二項」に改め、同条を第七条とし、同条の次に次の二条を加える。

(衛生管理等)

第八条 地域活動支援センターは、感染症又は食中毒の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため、次に掲げる措置を講ずるよう努めなければならない。

一 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に対し、周知徹底を図ること。

二 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に行うこと。

(虐待の防止)

第九条 地域活動支援センターは、虐待を防止するため、次に掲げる措置を講ずるよう努めなければならない。

一 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に対し、周知徹底を図ること。

二 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に行うこと。

三 前二号に掲げる措置を適切に講ずるための担当者を置くこと。

第五条を第六条とし、第四条を第五条とし、第三条の次に次の一条を加える。
(勤務体制の確保等)

第四条 地域活動支援センターは、利用者に対し、適切なサービスを提供できるよう、職員の勤務の体制を定めておかななければならない。

2 地域活動支援センターは、当該地域活動支援センターの職員によりサービスを提供しなければならない。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 地域活動支援センターは、職員に対し、その資質の向上のために必要な研修の機会を確保しなければならない。

4 地域活動支援センターは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることがないよう必要な措置を講じなければならない。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第二十六号

福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成二十四年山口県規則第七十七号）の一部を次のように改正する。

第八条を第十一号とし、第七条を第十条とし、第六条を第九条とする。
 第五条第二項第一号中「第九条第二項」を「第十一条第二項」に改め、同項第二号中「第十条第二項」を「第十二条第二項」に改め、同条を第六条とし、同条の次に次の二条を加える。

(衛生管理等)

第七条 福祉ホームは、感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため、次に掲げる措置を講ずるよう努めなければならない。

- 一 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に行うこと。
- 二 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- 三 職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に行うこと。

(虐待の防止)

第八条 福祉ホームは、虐待を防止するため、次に掲げる措置を講ずるよう努めなければならない。

- 一 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に行うこと。
- 二 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に行うこと。
- 三 前二号に掲げる措置を適切に講ずるための担当者置くこと。
- 四 第四条を第五条とし、第三条を第四条とし、第二条の次に次の一条を加える。

(勤務体制の確保等)

- 第三条 福祉ホームは、利用者に対し、適切なサービスを提供できるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。
- 2 福祉ホームは、当該福祉ホームの職員によりサービスを提供しなければならない。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
- 3 福祉ホームは、職員に対し、その資質の向上のために必要な研修の機会を確保しなければならない。
- 4 福祉ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることがないよう必要な措置を講じなければならない。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第二十七号

障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成二十四年山口県規則第七十八号)の一部を次のように改正する。

- 第七条第三項中「就労支援員及び」及び「それぞれ」を削る。
- 第十二条中「第二十三条」を「第二十六条」に改める。
- 第十三条に次の一項を加える。

4 障害者支援施設は、適切な施設障害福祉サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることがないよう必要な措置を講じなければならない。

第十五条第二項第一号中「第十四条第二項」を「第十五条第二項」に改め、同項第二号中「第十六条第二項」を「第十八条第二項」に改め、同項第三号中「第十八条第二項」を「第二十条第二項」に改め、同項第四号中「第二十三条第一項」を「第二十六条第一項」に改める。

第三十九条を第四十二条とし、第三十二条から第三十八条までを三条ずつ繰り下げる。

- 第三十一条の見出し中「支援」の下に「等」を加え、同条に次の二項を加える。
 - 3 障害者支援施設は、就労移行支援の提供に当たっては、利用者が、指定就労定着支援(就労定着支援に係る指定障害福祉サービスをいう。以下同じ。)の利用を希望する場合)には、第一項に規定する支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者(指定就労定着支援の事業を行う者をいう。以下同じ。)との連絡調整を行わなければならない。
 - 4 障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合には、第二項に規定する支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。
- 第三十一条を第三十四条とし、第十八条から第三十条までを三条ずつ繰り下げ、第十

七条の次に次の三条を加える。

(衛生管理等)

第十八条 障害者支援施設は、感染症又は食中毒の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため、次に掲げる措置を講ずるよう努めなければならない。

一 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に対し、周知徹底を図ること。

二 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に行うこと。

(身体的拘束等の適正化)

第十九条 障害者支援施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずるよう努めなければならない。

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に対し、周知徹底を図ること。

二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

三 職員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に行うこと。

(虐待の防止)

第二十条 障害者支援施設は、虐待を防止するため、次に掲げる措置を講ずるよう努めなければならない。

一 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に対し、周知徹底を図ること。

二 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に行うこと。

三 前二号に掲げる措置を適切に講ずるための担当者を置くこと。

附 則
この規則は、令和三年四月一日から施行する。

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和三年三月十六日
山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第二十八号

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成二十四年山口県規則第八号）の一部を次のように改正する。

第四十二条第一項第二号中「四・三」を「四」に改め、同条第四項第二号中「乳幼児おおむね四人につき一人以上、少年おおむね五人」を「児童おおむね四人」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(衛生管理等の特例)
第四十二条の二 福祉型障害児入所施設は、感染症又は食中毒の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため、次に掲げる措置を講ずるよう努めなければならない。

一 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に対し、周知徹底を図ること。

二 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に行うこと。

第四十九条の次に次の一条を加える。
(衛生管理等の特例)

第四十九条の二 第四十二条の二の規定は、医療型障害児入所施設について準用する。

第五十六条第一項第二号中「児童指導員」を「看護職員、児童指導員」に改め、「以上」の下に「。ただし、そのうちの半数以上は、児童指導員又は保育士とする。」を加え、同条第二項中「第四十九条第三項」を「第四十九条第四項」に改め、同条第二号中「児童指導員」を「看護職員、児童指導員」に改め、同条第三項中「第四十九条第五項」を「第四十九条第六項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(衛生管理等の特例)
第五十六条の二 第四十二条の二の規定は、福祉型児童発達支援センターについて準用する。

第六十二条の次に次の一条を加える。
(衛生管理等の特例)

第六十二条の二 第四十二条の二の規定は、医療型児童発達支援センターについて準用する。

附 則
(施行期日)

1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。
(経過措置)

2 この規則の施行の際現に存する福祉型障害児入所施設については、令和四年三月三十一日までの間は、改正後の児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第四十二条第一項第二号及び第四項第二号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際現に存する福祉型児童発達支援センターについての改正後の規則第五十六条第一項第二号の規定の適用については、令和四年三月三十一日までの間は、同号中「以上。ただし、そのうちの半数以上は、児童指導員又は保育士とする。」とあるのは、「以上」とする。

指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第二十九号

指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成二十四年山口県規則第七十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号中「、保育士又は障害福祉サービス経験者」を「又は保育士」に改め、同条第三項中「一人以上」を「次のとおり」に、「機能訓練担当職員が」を「看護職員又は機能訓練担当職員（以下「機能訓練担当職員等」という。）が」に、「機能訓練担当職員の」を「機能訓練担当職員等の」に、「、保育士又は障害福祉サービス経験者」を「又は保育士」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 看護職員 一人以上
- 二 機能訓練担当職員 一人以上
- 第三条第五項中「、保育士又は障害福祉サービス経験者」を「又は保育士」に改め、同条第六項中「児童指導員、保育士及び障害福祉サービス経験者」を「第三項後段の規定により機能訓練担当職員等の数を同項後段に規定する合計数に含める場合においては、児童指導員、保育士及び機能訓練担当職員等」に改める。
- 第四条第二項中「一人以上」を「次のとおり」に、「機能訓練担当職員」を「機能訓練担当職員等」に改め、同項に次の各号を加える。
 - 一 看護職員 一人以上

二 機能訓練担当職員 一人以上

第四条第三項中「機能訓練担当職員の」を「機能訓練担当職員等の」に改め、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 看護職員 医療的ケアを行うために必要な数

第四条に次の一項を加える。

5 第二項後段の規定により機能訓練担当職員等の数を同項後段に規定する合計数に含める場合においては、児童指導員、保育士及び機能訓練担当職員等の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。

第七条に次の一項を加える。

4 指定児童発達支援事業者は、適切な指定児童発達支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることがないよう必要な措置を講じなければならない。

第十三条の次に次の三条を加える。

(衛生管理等)

第十三条の二 指定児童発達支援事業者は、感染症又は食中毒の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため、次に掲げる措置を講ずるよう努めなければならない。

- 一 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に対し、周知徹底を図ること。
- 二 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- 三 従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に行うこと。

(身体的拘束等の適正化)

第十三条の三 指定児童発達支援事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずるよう努めなければならない。

- 一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に対し、周知徹底を図ること。
- 二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- 三 従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に行うこと。

(虐待の防止)

第十三条の四 指定児童発達支援事業者は、虐待を防止するため、次に掲げる措置を講ずるよう努めなければならない。

- 一 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に対し、周知徹底を図ること。

- 二 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に行うこと。
- 三 前二号に掲げる措置を適切に講ずるための担当者置くこと。

第三十七条に次の一項を加える。

2 指定児童発達支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第四十九条中「第三十七条」を「第三十七条第一項」に改める。

第五十条第一項第一号中「保育士又は障害福祉サービス経験者」を「又は保育士」に改め、同条第二項中「一人以上」を「次のとおり」に、「機能訓練担当職員」を「機能訓練担当職員等」に、「保育士又は障害福祉サービス経験者」を「又は保育士」に改め、同項に次の各号を加える。

一 看護職員 一人以上

二 機能訓練担当職員 一人以上

第五十条第四項中「保育士又は障害福祉サービス経験者」を「又は保育士」に改め、同条第五項中「児童指導員、保育士及び障害福祉サービス経験者」を「第二項後段の規定により機能訓練担当職員等の数を同項後段に規定する合計数に含める場合においては、児童指導員、保育士及び機能訓練担当職員等」に改める。

第五十七条中「から第十四条まで」を「第十三条、第十四条」に改める。

第五十八条中「から第十四条まで」を「第十三条、第十四条」に、「第三十七条中」を「第三十七条第一項中」に改める。

第六十三条第一項第一号中「保育士又は障害福祉サービス経験者」を「又は保育士」に改め、同条中第二項を削り、第三項を第二項とし、第四項から第八項までを一項ずつ繰り上げる。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の五の三第一項の指定（以下単に「指定」という。）を受けている児童発達支援に係る指定通所支援の事業を行う者（以下「指定児童発達支援事業者」という。）については、令和五年三月三十一日までの間は、改正後の指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第三條第一項第一号及び第五項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際現に指定を受けている指定児童発達支援事業者についての改正

後の規則第三條第三項及び第六項の規定の適用については、令和五年三月三十一日までの間は、同条第三項中「又は保育士」とあるのは「保育士又は学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者、通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）若しくは文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、一年以上障害福祉サービスに係る業務に従事したもの（以下「障害福祉サービス経験者」という。）」と、同条第六項中「及び機能訓練担当職員等」とあるのは「障害福祉サービス経験者及び機能訓練担当職員」とする。

4 この規則の施行の際現に指定を受けている指定児童発達支援事業者については、令和四年三月三十一日までの間は、改正後の規則第四條第五項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

5 この規則の施行の際現に指定を受けている放課後等デイサービスに係る指定通所支援の事業を行う者については、令和五年三月三十一日までの間は、改正後の規則第五條第一項第一号及び第四項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

6 この規則の施行の際現に指定を受けている放課後等デイサービスに係る指定通所支援の事業を行う者についての改正後の規則第五條第二項及び第五項の規定の適用については、令和五年三月三十一日までの間は、同条第二項中「又は保育士」とあるのは「保育士又は学校教育法に規定する高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者、通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）若しくは文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、一年以上障害福祉サービスに係る業務に従事したもの（以下「障害福祉サービス経験者」という。）」と、同条第五項中「及び機能訓練担当職員等」とあるのは「障害福祉サービス経験者及び機能訓練担当職員」とする。

7 この規則の施行の際現に改正前の指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（以下「改正前の規則」という。）第六十三条に定める基準を満たしている児童発達支援に係る基準該当通所支援の事業を行う者については、令和五年三月三十一日までの間は、改正後の規則第六十三条第一項第一号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

8 この規則の施行の際現に改正前の規則第六十三条に定める基準を満たしている児童発達支援に係る基準該当通所支援の事業を行う者については、改正前の規則第六十三条第二項の規定は、令和五年三月三十一日までの間は、なおその効力を有する。

9 この規則の施行の際現に改正前の規則第六十四条第一項において準用する改正前の

規則第六十三条に定める基準を満たしている放課後等デイサービスに係る基準該当通所支援の事業を行う者については、令和五年三月三十一日までの間は、改正後の規則第六十四条第一項において準用する改正後の規則第六十三条第一項第一号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

10 この規則の施行の際現に改正前の規則第六十四条第一項において準用する改正前の規則第六十三条に定める基準を満たしている放課後等デイサービスに係る基準該当通所支援の事業を行う者については、改正前の規則第六十四条第一項において準用する改正前の規則第六十三条第二項の規定は、令和五年三月三十一日までの間は、なおその効力を有する。

指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第三十号

指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成二十四年山口県規則第八十号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第二号イ(1)中「四・三」を「四」に改め、同号イ(2)中「である乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の数を四で除して得た数及び障害児である少年の数を五で除して得た数の合計数」を「の数を四で除して得た数」に改める。

4 指定福祉型障害児入所施設は、適切な指定入所支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることがないよう必要措置を講じなければならない。

第七条第一号中「乳幼児」を「乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）」に改める。

第九条第二項第一号中「第十三条第二項」を「第十四条第二項」に改め、同項第二号中「第十七条第二項」を「第十八条第二項」に改め、同項第三号中「第十九条第二項」を「第二十条第二項」に改める。

第十二条中第二項を第三項とし、第一項を第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

指定福祉型障害児入所施設は、感染症又は食中毒の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため、次に掲げる措置を講ずるよう努めなければならない。

- 一 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に対し、周知徹底を図ること。
 - 二 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
 - 三 従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に行うこと。
- 第十二条の次に次の二条を加える。

（身体的拘束等の適正化）

第十二条の二 指定福祉型障害児入所施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずるよう努めなければならない。

- 一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に対し、周知徹底を図ること。
- 二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- 三 従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に行うこと。

（虐待の防止）

第十二条の三 指定福祉型障害児入所施設は、虐待を防止するため、次に掲げる措置を講ずるよう努めなければならない。

- 一 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に対し、周知徹底を図ること。
- 二 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に行うこと。
- 三 前二号に掲げる措置を適切に講ずるための担当者置くこと。

第三十七条に次の一項を加える。

2 指定福祉型障害児入所施設は、前項に規定する事項を記載した書面を備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第四十五条第一項中「第二十条第一項」を「第二十一条第一項」に改め、同条第二項中「第二十条第二項」を「第二十一条第二項」に改める。

第四十六条中「第二十一条第四項」を「第二十二条第四項」に改める。

第五十条中「第二十二条」を「第二十三条」に、「第三十七条」を「第三十七条第一項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。
(経過措置)

2 この規則の施行の際現に児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十四条の二第一項の指定を受けている指定福祉型障害児入所施設については、令和四年三月三十一日までの間は、改正後の指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則第三条第一項第二号イ(1)及び(2)の規定にかかわらず、なお従前の例による。



風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月十六日

山口県公安委員会

山口県公安委員会規則第二号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する条例施行規則（昭和六十年山口県公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第四条の見出し中「別表第三」を「別表第三の一号営業の項」に改め、同条第二項を削る。

第五条の見出し中「別表第四」を「別表第四の一号営業の項」に改め、同条第二項を削る。

別表第八を削る。

附則

この規則は、令和三年六月一日から施行する。



山口県企業管理規程第一号

山口県工業用水道条例施行規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

令和三年三月十六日

山口県公営企業管理者 正司 尚義

山口県工業用水道条例施行規程の一部を改正する管理規程

山口県工業用水道条例施行規程（昭和四十年山口県企業管理規程第六号）の一部を次のように改正する。

第四条中「次の各号の区分に従い、当該各号に定める期限」を「その給水の開始を希望する日の三月前」に改め、各号を削る。

別記第一号様式、別記第三号様式から別記第六号様式まで及び別記第八号様式から別記第十号様式までの規定中「五」を削る。

附則

この管理規程は、令和三年三月十六日から施行する。

令和三年三月十六日
発行

発行人
所

山口県
知事
庁